

実施業者の方へ

## 申請図面の作成要領

(公社)京都市身体障害者団体連合会

### 1. 現況図の作成 (目安/縮尺 100～30分の1程度)

#### 《基本》

当事者の移動や生活範囲が分かる現況の平面図を作成し、生活の障害になっている部分や箇所(開口部寸法や床レベル差等)と問題点を平面図に明示してください。また、提出した現況写真の撮影位置も図面に明記してください。

#### 《外出に伴う出入に関する改善の場合》

昇降機設置やスロープ工事などの場合は、道路からの敷地も含めた現況図を作成してください。

### 2. 計画図面(設計図)の作成 (目安/縮尺 50～30分の1程度)

現況図と比較できる形式で工事の計画図面(設計図)を作成してください。

計画図には、工事によって変わった開口部寸法や段差、使用する設備機器や仕上材料等も明記してください。できれば仕上表も作成してください。

#### ■作成の留意点

#### 《改善工事が1ヶ所の時》

部分詳細図又は現況図内に計画詳細図を作成しても結構です。

#### 《工事個所が複数ヶ所、間取りの変更工事》

工事個所のある階の全体平面図を作成してください。但し、その場合でも詳細は工事個所だけで結構です。

#### 《玄関アクセスに関する改善工事》

敷地図と平面図を作成し、道路からの移動経路と段差を詳しく記入してください。

#### 《リフト、手すり、段差解消、便座、浴室等高さが重要な工事》 浴室は必須

平面図とは別に、断面図又は室内展開図等を作成して高さ寸法を明示してください。

取付位置が確定できない手すり等は、「完成後、現場合わせて決定」と記入してください。

#### 《設備機器等のカタログ》

昇降機等の福祉機器やバリアフリータイプの住宅設備機器を使う場合、図面にメーカー・商品名・型式・品番・性能等を記入し、あればカタログと標準施工図等のコピーを添付してください。

#### 《介護保険や日常生活用具の住宅改修、その他一般工事がある場合》

介護保険や日常生活用具の住宅改修及び給付、助成対象外の一般工事など、同一時期の工事についてはすべて図面に含め、助成外の工事部分は、メーカー等で明示してください。

### 3. 図面は分かりやすく必要な情報が記入してあれば、フリーハンドでも結構です。